

神 田 久 雄
さかき だ ひさ かつ

学位の種類 教育学博士

学位記番号 教博第8号

学位授与年月日 昭和41年11月16日

学位授与の要件 学位規則第5条第1項該当

研究科専門課程 東北大学大学院教育学研究科
(博士課程)教育学専攻

論文題目 米国高等教育制度に関する歴史的研究
— 高等教育機関の創設から南北戦争まで —

論文審査委員 (主査)

教授 中島 太郎 教授 皇 晃之
教授 対村 恵祐

論文内容の要旨

この論文は、アメリカに最初の大学が創設されてから南北戦争に至るまでの期間における大学制度の発達を研究したものであるが、特に次に示すアメリカ大学制度の特質とされているものが、いかなる原因によって形成されたかを追求することに重点が置かれている。

この論文においては、アメリカ大学制度の特質として、次の三点があげられている。しかしその第一の特質は、大学管理における部外管理体制である。すなわち、ヨーロッパの大学が教授、研究をはじめとして教官任免に至るまで大幅な教官自治が慣習的に認められているのに対して、アメリカの大学は、学問の教授、研究については素人の部外者によって構成される理事会によって管理され、いわゆる素人支配 (layman control) の原則が確立されている。この理事会は通例、財産の管理、年間予算の配分、学長以下全職員の任命、俸給の決定、教育方針、学則、学科課程、履修基準の決定等大学管理に関する一切の最終的権限を与えられている。第二の特質は、アメリカの大学の機能の複雑多様性である。すなわち、一般教育が大学教育のかなり重要な一部を構成するという点においてヨーロッパの中等教育機関の機能を行ない、また専門学校と大学が明瞭に区別されていないことによって、ヨーロッパの高等専門学校の機能をも担当している。

またアメリカの大学は一般大衆に対する奉仕機関でもある。しかもこれらの機能は一個の大学の内部においても厳然と区別されているとは言い難い。第三の特質は、大学教育の機会の拡大化と大衆化であり、その必然的結果として学科課程の多様化と実用化が行なわれていることである。

この論文は三部より構成されている。第一部においては、はじめてアメリカにおいて大学が創設されるに際して、そのモデルとされた第17世紀におけるオックスフォード大学及びケンブリッジ大学の制度及び慣習を取り扱い、その伝統的性格及び運用について論述した。第二部においては、アメリカ初期の大学がオックスフォードとケンブリッジの両大学をモデルにしたことを立証し、その創立に当って前記両大学の諸制度及び慣習を可能な限り採り入れようと努力しつつも、当時における植民地の特殊事情が母国における大学制度や慣習を再現することを不可能にした事情を説明し、これを変容せざるを得なくなった経緯を究明して、その後アメリカ合衆国における独特の大学制度成立の根底がしだいに形成されていく過程を解明した。第三部においては、アメリカ独立戦争より南北戦争開始までの期間におけるアメリカ諸大学の制度成立の事実を取り扱い、この期間に創立された総合大学としての州立大学のモデル、理念、性格、制度等を検討するとともに、植民地時代に創設された旧い型の大学においても独立後の社会事情の変化に伴って、その内部において諸制度及び慣習に種々な変容がみられてきた事実を明らかにした。この期間においては、ドイツの大学制度に関する関心も深まり、その影響を受けて自国の大学制度の改革が重要な問題として採りあげられ、これに関する理論的批判と具体的な改革案が相次いで提示され、大学制度改革の気運が高められてきたので、これらの事項に関しても取り扱い、その後に行なわれるアメリカにおける大学制度の大改革の根底を明らかにすることに努めた。

論文審査結果の要旨

この論文は三部より構成されている。その第一部はアメリカにおける大学が創設されるに際して、そのモデルとされた第十七世紀におけるオックスフォード及びケンブリッジ両大学の制度及び慣習を取り扱い、その第二部においては、アメリカ初期の大学が、その創設当時母国イギリスの前記両大学の諸制度を可能な限り採り入れようと努めたにもかかわらず、当時の植民地の特殊事情がそのままそれを再現することを許さず、これを変容して、後にアメリカ大学の特質ともいわれるべき諸制度を形成するに至った理由を解明した。第三部においては、アメリカ合衆国独立より南北戦争開始に至るまでの時期におけるアメリカ合衆国の大学制度の変遷の事実と、この期間にみられた大学制度改造に関する論説について論述した。

この論文は上記のような問題を取り扱ったのであるが、第一部における論述はかなり立ち入っ

て行なわれているが、すでに行なわれた研究成果を、この論文の主要部分である第二部の基礎となるように整理総合したものであるとすることができる。第二部における論述は、アメリカ合衆国の大学制度のいろいろな特質として指摘されるものが、植民地における思想的基盤と特殊な社会事情のもとにおいて、しだいに形造られていく経緯を詳細に論述したものであるが、特にアメリカ大学の管理方式としての「部外者管理方式」の成立の原因と過程を究明したことは注目に価する。第三部における論述は一応その形態を整えられたアメリカにおける大学制度が、その国家的独立をみて、さらにアメリカ的なものに発展する基礎を形造るに至る経緯を論述したのであって、植民地時代に創設された古い大学制度の改造と、州立大学というアメリカ独自の大学制度の成立を取り扱い、個々の大学について詳細に研究した。その際、アメリカ大学機構の複雑化・多様化、学科目の拡大と細分化、選択履修制の成立等について論述した。

これらの諸問題に関する研究は、アメリカ合衆国留学中より用意した文献並びに各大学より寄贈された個々の大学史に基づいて行なわれたのであるが、この論文提出者が日本の研究者としての立場から論述しているので、アメリカ合衆国の学者が自国のものであるものとして論議する場合には、とうていみることのできない解釈が行なわれていたことは注目に価すると同時に高く評価されなければならぬ。

わが国におけるアメリカ合衆国の高等教育制度に関する研究は限られた数において行なわれているにすぎない。しかもそれは現行制度の調査研究であって、その成立過程に関するものはまれである。このような時処において、この論文においてこの種の研究が行なわれたことは、そこに問題設定の仕方、資料の取り扱い方、配列の方法に不備がみられはするが、わが国におけるアメリカ高等教育制度発達史研究上に一つの貢献をしたものであるとすることができる。

よってこの論文提出者に教育学博士の学位を授与することを適当とみとめる。